
青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用となる不妊治療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）に要する費用の自己負担分の一部（自己負担額の 2/3、上限 5 万円）について助成する事業を令和 6 年 4 月から開始した。令和 6 年 7 月から青森県において不妊治療の自己負担分を全額助成する事業を開始したことから、本市の事業は令和 6 年度をもって廃止することとし、所要の改正をするため制定するものである。

2 主な改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第 9 条第 2 項に基づき、条例で規定することにより個人番号が利用できる事務、いわゆる「独自利用事務」として規定していた、「不妊治療に要する費用の助成に関する事務」に係る規定を削除するもの。

併せて、生活保護法の改正（令和 6 年 4 月 24 日施行）に伴い、「進学準備給付金」の支給に関する規定を「進学・就職準備給付金」に改正するもの。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

（上記 2 の生活保護法の改正に伴う改正については、公布の日）